

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所等に通う児童がいる世帯の家計負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、私立保育所等の給食の提供に要する費用（以下「給食費」という。）を補助する蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により、市町村以外の者が設置した保育所をいう。
- (2) 私立幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第12条の規定により、市町村以外の者が設置した幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 私立幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項又は第3項の規定により、市町村以外の者が認定を受けた幼稚園型認定こども園をいう。
- (4) 私立幼稚園 市町村以外の者が設置した学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (5) 認可外保育施設 児童福祉法第59条の2第1項の規定により届出をした者であって、市町村以外の者が設置した認可外保育施設をいう。
- (6) 障害児通所施設 児童福祉法第21条の5の15第1項に規定により、市町村以外の者が指定を受けた障害児通所施設をいう。
- (7) 病児保育事業者 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う事業者をいう。
- (8) 私立保育所等 前各号に規定する施設又は事業者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 給食費を無償とする事業（当該費用が第6条本文に規定する上限額を超える場合は、当該上限額を給食費から控除する事業とする。以下「補助事業」という。）を行う私立保育所等を運営する者
- (2) 私立保育所等を利用する児童の保護者
(対象経費)

第4条 次条に規定する対象児童に要する私立保育所等が設定した当該年度の4月1日から同年度の3月31日までの給食費とする。

(対象児童)

第5条 私立保育所等を利用する未就学児の児童のうち、蒲郡市に住民登録がある満3歳以上の児童（補助申請年度中に満3歳に達する児童を除く。）とする。ただし、第2条第2号及び第3号に規定する施設の利用者であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に規定する児童又は第2条第4号に規定する施設の利用者であって、同法第30条の4第1号に規定する児童は、補助申請年度中に満3歳に達する児童であっても補助金の対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、児童1人につき次の各号に掲げる金額の合計を上限とし、同一の児童が複数の施設を利用する場合は、施設ごとに当該金額を上限とする。ただし、第2条第1号から第3号までに規定する施設のうち、施設型給付の副食費免除加算の対象となる児童については、第2号に規定する金額は対象としないものとする。

- (1) 給食費のうち主食費相当額 月額1,200円
- (2) 給食費のうち副食費相当額 月額500円

2 前項の規定にかかわらず、実際の支払額が前項の規定による上限額に満たない場合は、当該支払額を限度とする。

3 私立保育所等において主食費及び副食費の設定がないときは、給食費のうち月額900円に達するまでの金額を主食費相当額とし、給食費から当該主食費相当額を引いた金額を副食費相当額とする。この場合において、前2項に規定する金額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、一の児童について、第1号の者

から申請又は申請の見込みがある場合は、第2号の者は当該施設に係る申請はできないものとする。

(1) 私立保育所等を運営する者 次に掲げる書類

ア 蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）

イ 蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付対象児童報告書（第2号様式）

ウ 給食費の額を明らかにする書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 私立保育所等を利用する児童の保護者 次に掲げる書類

ア 蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付申請書兼請求書（償還払い用）（第3号様式）

イ 給食費等支払内訳表（第4号様式）

ウ 領収証（給食費の額が確認できるもの）

エ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第2号に定める者は、交付の申請と交付額の請求を兼ねるものとし、規則第13条に規定する実績報告は、交付の申請をもってこれに代えるものとする。
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する場合における補助金の額を決定し、蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式。以下「交付（不交付）決定通知書」という。）により当該申請した者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付（不交付）決定通知書には、必要な条件を付することができる。
（補助金の変更交付申請）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた私立保育所等を運営する者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助事業の計画の変更をしようとするときは、あらかじめ蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金変更交付申請書（第6号様式）を市長に提出し、その決定を受けなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第10条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否及び交付する場合における補助金の額を決定し、蒲郡市私立保育所

等給食費負担軽減補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その補助事業完了後(変更の決定を受けた場合を含む。以下同じ。)30日以内に、蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金実績報告書(第8号様式)に市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付額確定通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 私立保育所等は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金請求書(第10号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項又は第7条第1項第2号の請求を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、市長が補助事業の適正な執行上、必要であると認めたときは、その全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助金に係る収支についての状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めた場合は、交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他の関係書類を調査させることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(蒲郡市私立保育所等給食主食費無償化補助金交付要綱の廃止)

2 蒲郡市私立保育所等給食主食費無償化補助金交付要綱(令和4年4月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱の施行の前日に、廃止前の蒲郡市私立保育所等給食主食費無償化補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者に対する当該補助金の交付に関しては、なお従前の例による。

(電力・ガス・食料品等価格高騰に係る副食費相当額の特例)

4 令和5年6月から8月までの間の給食費に係る補助金の額については、第6条第2号中「500円」とあるのは「5,000円」と読み替えて適用する。この場合において、第2号様式及び第4号様式中「500」とあるのは「5,000」とする。

(物価高騰対応に係る副食費相当額の特例)

5 令和6年1月から3月までの間の給食費に係る補助金の額については、第6条第2号中「500円」とあるのは「5,000円」と読み替えて適用する。この場合において、第2号様式及び第4号様式中「500」とあるのは「5,000」とする。

(物価高騰対応に係る副食費相当額の特例)

6 令和7年2月及び3月の給食費に係る補助金の額については、第6条第2号中「500円」とあるのは「5,000円」と読み替えて適用する。この場合において、第2号様式及び第4号様式中「500」とあるのは「5,000」とする。

(物価高騰対応に係る副食費相当額の特例)

7 令和7年6月から8月までの間の給食費に係る補助金の額については、第6条第2号中「500円」とあるのは「5,000円」と読み替えて適用する。この場合において、第2号様式及び第4号様式中「500」とあるのは「5,000」とする。

とする。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 所在地
施設名
代表者名

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付申請書

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助申請額 円
(年 月分 から 年 月分 まで)

添付書類 蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付対象児童
報告書（第2号様式）
 給食費の額を明らかにする書類
 その他（ ）

第2号様式（第7条関係）

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付対象児童報告書

施設名

代表者名

（ 年 月分）

単位：円

番号	対象児童			給食費	主食費 相当額	主食費 相当額 補助上 限度額	主食費 相当額 補助申 請額	副食費 相当額	副食費 相当額 補助上 限度額	副食費 相当額 補助申 請額	補助申 請額計
	ク ラ ス 年 齢	児童氏名	生年月日	A	B	C	D BとC を比較 し小さ い額	E	F	G EとF を比較 し小さ い額	H D+G
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
						1,200			500		
補助申請額合計											

なお、Hの金額については、保護者から徴収しておりません。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付申請書兼請求書（償還払用）

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱第7条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付決定がされた場合には、補助金を指定の口座に振り込んでください。

補助申請額 円
（ 年 月分 から 年 月分 まで）

- 添付書類 給食費支払内訳表（第4号様式）
 領収書（給食費の額が確認できるもの）
 その他（ ）

振 込 先		種目	口座番号
信用金庫 銀行 農協 漁協 信組 信連 信漁連	店	普通 当座	
		フリガナ	
		口座名義人	

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金について、蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

交付／不交付	
補助金交付決定額 (交付の場合)	円
交付の条件	
不交付の場合の理由	
備考	

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号により交付決定のあった蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金について、蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 実施施設の名称
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 変更後の交付申請額 金 円
- 4 変更の内容

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金について、蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり通知します。

交付／不交付	
変更後の補助金交付決定額 (交付の場合)	円
不交付の場合の理由	
備考	

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金実績報告書

蒲郡市長 様

申請者 所在地
施設名
代表者名

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

交付決定日（※）	
文書番号（※）	
補助事業の開始年月日 及び完了年月日	
補助金交付決定額（※）	
補助金精算額	
その他	
添付書類	<input type="checkbox"/> 給食費の補助金精算額を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> その他

※ 蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付（不交付）決定通知書の通知日、文書番号及び補助金交付決定額をご記載ください。

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金については、次のとおり確定する。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金請求書

蒲郡市長 様

申請者 所在地
施設名
代表者名

蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、蒲郡市私立保育所等給食費負担軽減補助金として、下記の金額を請求します。

記

金

円